

役員及び評議員の報酬の報酬等に関する規程

平成 26 年 5 月 24 日理事会

平成 31 年 3 月 16 日理事会

定款第 8 条、第 21 条の規定に基づき、次のとおり定める。

(理事長の業務、勤務日及び報酬)

第 1 条 理事長は、社会福祉法人道寿会定款施行細則別表 1 に定める専決事項を処理する。

2 理事長は、前項の業務その他本法人にとって必要な業務を行うため、毎週月曜日、水曜日及び金曜日（これらの日が祝日等である場合を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間、特別養護老人ホーム「なごみ」（以下「本施設」という。）に勤務するものとする。ただし、本法人又は理事長の都合により、他の日に振り替えることができる。

3 理事長に対し、報酬としては別表 1 により支給する。

(会議等出席の日当)

第 2 条 理事が理事会若しくは評議員会に出席したとき又は監査に立ち会ったときは、別表 2 により支給する。

2 監事が理事会若しくは評議員会に出席したとき又は監査に立ち会ったときは、別表 2 により支給する。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表 2 により支給する。

4 前 3 項の場合において、会議が本施設において開催されたときは、理事長及び施設長である理事に対しては支給しない。

5 理事会、評議会又は監査が同一日におこなわれたときは、重複して支給することはない。

6 理事、監事及び評議員が法人業務（法人会議、役員研修等）に出席した場合も同様に別表 2 により支給する。

別表 1（月額）

名 称	報 酬	備 考
理事長報酬	150,000 円	

別表 2（日額）

名 称	報 酬	源 泉 額	支 給 額
理事会出席報酬	12,450 円	2,450 円	10,000 円
評議員会出席報酬	12,450 円	2,450 円	10,000 円
監事監査指導報酬	12,450 円	2,450 円	10,000 円